

1. 給水装置工事設計施工要綱

総 則

総 則

1. 総 則	
1. 1 目的	1
1. 2 用語の定義	2
1. 3 適用範囲	2
1. 4 指定給水装置工事事業者	2
1. 5 主任技術者	5
1. 6 管理	6
1. 7 工事費の負担	6
1. 8 給水装置工事の種類	7
1. 9 給水装置工事の順序	9

1. 総 則

1. 1 目 的

1. この給水装置工事設計施工要綱（以下「要綱」という。）は、水道法及び北広島市水道事業給水条例等の規定に基づき、給水装置工事に係る技術上の基準及び事務処理手続を定め、その適正な運営を図ることを目的とする。

<解 説>

1. この要綱において「条例等」とは、以下による。

(1) 「法」

水道法（昭和32年法律第177号）をいう。

(2) 「施行令」

水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。

(3) 「施行規則」

水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。

(4) 「基準省令」

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）をいう。

(5) 「条例」

北広島市水道事業給水条例（昭和38年広島村条例第19号）をいう。

(6) 「施行規程」

北広島市水道事業給水条例施行規程（平成10年北広島市水道部管理規程第1号）をいう。

(7) 「業者規程」

北広島市指定給水装置工事事業者規程（平成10年北広島市水道部管理規程第2号）をいう。

(8) 「管理者」

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規程に基づき、水道事業の管理者の権限を行うものをいう。

1. 2 用語の定義

1. 「給水装置」とは、需要者に水を供給するために配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。（法第3条9項）
 - (1) 配水管とは、配水池又は配水ポンプを起点として配水するために布設した管をいう。
 - (2) 給水管とは、需要者が給水の目的で、配水管（及び他の給水管）から分岐し布設する管をいう。
 - (3) 給水用具とは、給水管と直結して、有圧のまま給水できる用具をいう。
2. 「水道メーター」とは、需要者が使用する水量を積算計量する計量器であって、その計量水量は、料金算定及び有収率などの水量管理の基礎となるものをいう。

<解説>

1. 給水装置に直結する給湯管は、給水装置として取り扱う。
2. 給水装置に使用する給水管及び給水用具を、給水装置工事材料（以下「給水装置材料」という。）という。

1. 3 適用範囲

1. この要綱は、工事申込み者から依頼を請けて北広島市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が行う給水装置工事について適用する。

1. 4 指定給水装置工事事業者

1. 給水装置工事を行う者は、北広島市上下水道事業管理者（以下、「管理者」という。）の指定を受けた指定工事事業者でなければならない。
2. 指定給水装置工事事業者は、5年ごとに指定の更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

<解説>

1. 指定工事事業者制度は、水道需要者の給水装置の構造及び材質が、施行令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者が、その区域において給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者を指定する制度である。
2. 給水装置工事の技術力を確保するうえでの核となるべき給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）については、国家試験により全国一律の資格を付与することとし、水道事業者による指定工事事業者の指定要件として、給水装置工事を行う事業所に主任技術者を置くことなどを法で全国一律に定めている。

3. 指定要件は次のように定められている（法第25条の3）。

(1) 事業所ごとに、主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

(2) 国土交通省令で定める機械器具を有する者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 心身の故障により給水装置工事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 法第25条の1第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者がある者

4. 指定の更新要件は次のように定められている（法第25条の3の2）。

(1) 5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(2) 指定の更新は、指定要件（法第25条の2及び3）を準用する。

5. 水道事業者は、指定要件を満たす指定工事業者から申請があれば指定しなければならないこととしている。一方、指定工事業者については、施行規則で定める事業運営の基準に従って事業を行わなければならないこと、水道事業者の要求があれば給水装置の検査への主任技術者の立会い、報告及び資料の提出をしなければならないことなど、水道事業者が法に基づいて行う監督に服さなければならないこととなっている。

6. 指定工事業者の事業の基準

(1) 指定工事業者は、基準省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事業の運営に努める。

ア 給水装置工事ごとに、主任技術者を担当責任者として指名すること。

イ 配水管に給水管を取り付ける工事等について、適切に作業を行う事ができる技能を有する者を従事させ、又は実地に監督させること。

ウ 前記の場合、管理者から承認を受けた工法、工期、その他の工事上の条件に適合するよう給水装置工事を行うこと。

エ 主任技術者及びその他従事者の研修の機会を確保するよう努めること。

オ 次に掲げる行為を行わないこと。

(ア) 施行令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。

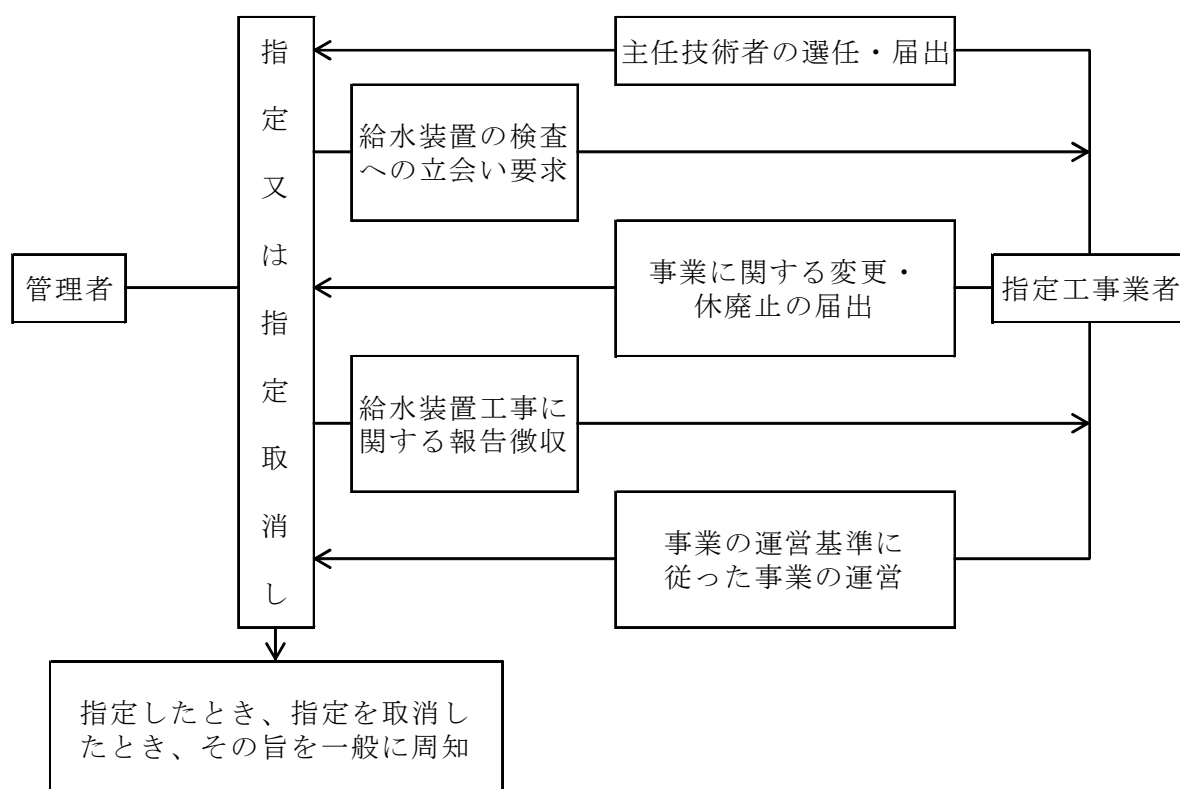
(イ) 給水装置工事に適さない機械器具を使用すること。

カ 給水装置工事ごとに主任技術者に記録を作成させ指定工事業者が3年間保存すること。

キ 5年ごとの指定の更新を受けること。

(注) イの技能を有する者とは、次の者等である。

- ①水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
- ②職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士
- ③職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
- ④公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能に係る検定会の合格者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定合格者、配管技能者認定）



1. 5 給水装置工事主任技術者

給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）は、給水装置工事事業の本拠である事業所ごとに選任され、個別の工事ごとに指定工事業者から指名されて、調査、計画、施工、検査の一連の給水装置工事業務における技術上の管理等、次の職務を誠実にを行うとともに、配管工などの給水装置工事に従事する従業員等の関係者間のチームワークと相互信頼関係の要となるべき者である。

1. 給水装置工事に関する技術上の管理
2. 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
3. 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
4. 給水装置工事に係る次の事項についての、水道事業者との連絡又は調整
 - (1) 配水管から分岐して給水管を設ける場合における配水管布設位置の確認に関する連絡調整
 - (2) (1)の工事、及び配水管への取付け口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの工事を施工しようとする場合の工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
 - (3) 給水装置工事を完成したときの連絡

<解説>

1. 主任技術者の役割

- (1) 主任技術者は、給水装置工事事業の本拠である事業所ごとに選任され、個別の給水装置工事ごとに指定工事業者から指名されて、調査、計画、施工、検査の一連の給水装置工事業務における技術上の管理を行うとともに、給水装置工事に従事する職員の指導監督などの業務を行う者である。
- (2) 主任技術者は、技術力の要としての役割を十分に果たし、給水装置工事の適正を確保するため、常に、水道が市民の健康・安全の確保に欠くことができないものであるという基本認識を忘れずに業務に携わることが必要であり、また、給水装置の構造及び材質の基準や給水装置工事技術などについての専門的な知識と経験を有していることが必要である。
- (3) 主任技術者の知識及び技能は、給水装置工事の現場の事前調査、施工計画の策定、施工段階の工程管理、品質管理、工事の竣工検査などの各段階において必要とされるのはもとより、条例に基づき本市が定めている工事内容審査などの手続を確実に実施するために必要なものなど多岐にわたる。また、新技術、新材料に関する知識、関係法令や条例等の制定、改廃についての知識を不断に修得するための努力を行うことも重要である。
- (4) 主任技術者は配管工など、給水装置工事に従事する従業員等の関係者間のチームワークと相互信頼関係の要となるべきものである。

2. 給水装置工事に従事する者の責務

- (1) 給水装置工事の現場において、工事の作業又は監督する者をはじめとして、給水装置工事

に従事する者は、法第25条の4第4項により、「主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。」こととされている。

(2) 主任技術者が職責を十分に発揮できるようにするためには、主任技術者が職務上行う従業員に対する指導に実行性を持たせることが不可欠である。

(3) 所属する指定工事業者の技術者や技能者の技術力向上のために、主任技術者が給水装置工事に関する知識や経験を伝達する社内研修などの場を設けるなど努力が求められる。

1. 6 管理

1. 給水装置の管理責任は、所有者又は使用者にあり、善良な管理義務を負う。

<解説>

1. 水道事業者が管理するのは法第3条8項に基づく水道施設であり、給水装置は所有者等が管理する。

1. 7 工事費の負担

**1. 給水装置工事の工事費は、工事申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、水道事業においてその費用を負担することができる。
(条例第6条)**

<解説>

「水道事業の費用をもって行う工事」とは、以下に示す工事であり、その判断はその都度管理者が行う。

1. 水道メーターの取替え

事故メーターの取替え（ただし、私設メーター及び原因者がある場合は除く。）

2. 公道部分の既設給水管の自然漏水及び凍結修繕

3. その他

予定栓として設置した分水栓が閉塞した場合の解消に要する費用

1. 8 給水装置工事の種類

1. 給水装置工事の種類は、新設・改造・撤去・臨時・その他・修繕の6種類とする。
- (1) 新設工事とは、新規に給水装置を設置する工事をいう。
- (2) 改造工事とは、給水装置の原形を変える工事をいう。
- (3) 撤去工事とは、不要になった給水装置を全部取りはずす工事をいう。
- (4) 臨時給水工事とは、臨時に給水装置を設置する工事をいう。
- (5) その他工事とは、配水管から分岐し、給水管と止水栓を設置する工事で、メーターの設置を伴わない工事をいう。
- (6) 修繕工事とは、給水装置が破損した場合、これを原形に修復する工事をいう。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更は除く。

<解説>

1. 新設工事の適用

(1) 「新設工事」

上水道施設のない建物等に、新たに給水装置を設置する工事で、メーターの設置を伴う工事

2. 改造工事の適用

改造工事とは、(1)、(2)、(3)をいう。

(1) 「全改造工事」

ア 建物の全部建替、一部建替及び一部増改築に伴い、給水装置の全部又はこれに類する設置替工事（水道メーターの増設を含む）

イ 建物の建替等を伴わないが、給水装置の全部又はこれに類する設置替工事（屋内外の設置替工事）

なお、上記の「これに類する設置替工事」とは、工事後における家屋内給水装置の全体延長に対する家屋内設置替延長（増設分を含む）の割合が8割を超えるものをいう。

(2) 「改造工事」

給水管及び給水用具の口径変更、増設、部分撤去又は位置を変更する工事（屋内又は屋外の設置替工事）

(3) 「簡易な改造工事」

ア 水洗化に伴う工事で、既設の給水装置のその部分を設置替又は増設する工事

イ 屋内配管（埋設を含まないもの）で口径20ミリメートル以下のもので、取付栓1個の工事

ウ 散水栓を設置する工事で水抜栓1箇所の工事

3. 臨時給水工事の適用

臨時給水工事とは、(1)、(2)をいう。また、臨時給水工事に使用する水道メーターは、指定工事業者が所有するものとし飲用に使用する場合には、鉛に係る水質基準（平成15年4月）が0.01mg/l以下となる水道メーターを使用すること。

(1) 「臨時給水工事」

工事現場、仮設事務所、仮設店舗0、催事及びこれらに類する工事等で、臨時的に給水装置を設置する工事

臨時給水の使用期間は1年以内を原則とする。ただし、大規模工事等で工期が複数年にまたがる場合は、最大限2年以内とすることができる。

料金の精算は、申請毎に協議するものとする。

(2) 「簡易な臨時給水工事」

予定栓があり、口径13ミリメートルの散水栓1栓を設置する工事であり、給水装置工事申請を伴うこと。使用期間は給水装置工事承認後、工事着手から竣工までとし、かつ、1年以内とする。

料金の精算は地下メーターを使用し、工事竣工後に精算するものとする。

※ 工事種別について、不明な点がある場合は、給水担当へ確認すること。

4. 修繕工事の適用

給水装置の原形を変えない範囲での給水用具の設置、変更等の下記の工事も修繕工事として取り扱う。なお、この場合の工事の範囲は2メートル以内とし、かつ、同じ給水装置に対して適用区分が重複しないものとし、重複する場合は改造工事として取り扱う。

適用区分		細目
取替	① 給水管の取替え	同一位置で管種の変更（口径25mm以下で宅地内）
	② 給水用具の取替え	2m以内とする。
	③ 簡易水洗便器をロータンクに取替え	同一世帯で2個までとし、手洗い給水栓の撤去を含む。
	④ 水、湯の給水栓を混合水栓に取替え	同一位置に1個取付け。
位置変更	① 水抜栓、メーター等の位置変更	2m以内とする。
口径変更	① 水抜栓の口径変更	
その他	① 管理者が認めるもの	

修繕工事を行った場合は、必ず管理者に届出を行うこと。届出は、水道部窓口に置いてある複写式の給水装置修理報告書（様式6）に氏名、修理箇所等を記載のうえ速やかに行うこと。なお、給水用具の取替えを行った場合は、給水装置の構造及び材質の基準に適合していることの確認が必要である。国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更とは、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部分の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

1. 9 給水装置工事の順序

1. 指定工事業者は、工事申込み者と工事契約を締結した後、管理者に対して必要な手続を行うこと。

<解 説>

1. 必要な手続に関しては、給水装置工事事務フローを参照のこと。

給水装置工事事務フロー

